

議 第 260 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正
する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例

第 1 条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
15号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100分の125」を「、6月に支給する場合は100分の
125、12月に支給する場合は100分の135」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

給料表の種類	行政職員給料表		医療職員給料表
職務の級	1級	2級	1級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	161,700	207,500	264,700
2	162,900	209,200	267,200
3	164,100	210,900	269,600
4	165,300	212,400	272,000
5	166,500	214,000	274,100
6	167,700	215,800	277,600
7	168,900	217,500	281,100
8	170,100	219,200	284,500
9	171,300	220,900	288,100
10	172,500	222,400	291,600
11	173,700	223,900	295,200
12	174,900	225,400	298,700
13	176,200	226,800	302,200
14	177,500	228,200	306,100
15	178,700	229,600	310,000
16	179,900	231,000	313,600
17	181,400	232,500	317,200
18	183,400	234,200	320,700
19	185,400	235,700	324,200
20	187,100	237,200	327,700
21	188,900	238,600	331,300
22	191,100	240,200	335,000
23	193,200	241,700	338,400
24	195,300	243,200	341,700
25	197,400	244,800	345,000
26	199,200	246,300	347,500
27	200,900	247,800	350,000
28	202,700	249,200	352,300
29	204,500	250,500	354,400
30	205,500	251,900	356,100
31	206,200	253,200	357,800
32	206,800	254,500	359,600
33	207,300	255,600	361,500
34	208,600	256,900	363,700
35	209,800	258,100	365,800
36	211,100	259,200	367,800
37	212,500	260,300	369,700
38	213,900	261,400	371,900
39	215,400	262,600	374,000
40	216,700	263,700	376,000
41	217,700	264,900	378,000
42	218,700	265,700	378,700
43	219,600	266,600	379,300
44	220,500	267,500	380,000
45	221,400	268,500	380,900
46	222,200	269,400	382,200
47	223,000	270,200	383,500
48	223,800	271,000	384,800
49	224,900	271,800	385,600
50	225,700	272,700	386,400

51	226,600	273,400	387,200
52	227,500	274,100	387,700
53	228,300	274,800	388,500
54	229,100	275,500	389,300
55	230,100	276,100	390,000
56	230,900	276,700	390,700
57	231,700	277,200	391,400
58	232,500	277,600	392,300
59	233,300	278,100	393,000
60	233,900	278,400	393,600
61	234,500	278,800	394,100
62	235,200	279,300	394,600
63	235,900	279,800	395,000
64	236,500	280,200	395,400
65	237,100	280,700	395,700
66	237,800	281,000	
67	238,500	281,500	
68	239,100	282,000	
69	239,600	282,500	
70	240,300	283,000	
71	241,100	283,500	
72	241,600	284,000	
73	242,100	284,400	
74	242,700	284,900	
75	243,200	285,400	
76	243,900	285,800	
77	244,500	286,300	
78	245,000	286,800	
79	245,500	287,300	
80	246,200	287,700	
81	246,700	288,200	
82	247,200	288,700	
83	247,600	289,100	
84	248,000	289,500	
85	248,400	290,000	
86	248,700	290,500	
87	249,000	291,000	
88	249,400	291,400	
89	249,800	291,900	
90	250,300	292,400	
91	250,800	292,900	
92	251,200	293,400	
93	251,700	293,900	
94		294,400	
95		294,900	
96		295,400	
97		295,900	
98		296,400	
99		296,900	
100		297,400	
101		297,900	
102		298,400	
103		298,900	
104		299,400	
105		299,800	
106		300,300	
107		300,800	

108		301,300	
109		301,800	
110		302,300	
111		302,800	
112		303,300	
113		303,800	
114		304,300	
115		304,800	
116		305,300	
117		305,800	
118		306,300	
119		306,800	
120		307,300	
121		307,800	
122		308,300	
123		308,800	
124		309,300	
125		309,800	

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「、6月に支給する場合は100分の125、12月に支給する場合は100分の135」を「100分の130」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に本市の会計年度任用職員として在職する者であって、第1条の規定による改正後の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条又は第17条の規定により令和5年12月に期末手当を支給されるものにあつては、改正後の条例別表第1の規定は、当該者の任期の初日（この条例の施行の日を含む期間の任用に係るものに限る。次項において「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、前項の規定の適用を受ける者に対してこの条例による改正前の熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提出理由)

一般職の給与改定の実施に伴い、会計年度任用職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。